



2026年3月19日

各位

会社名 株式会社フィットクルー
代表者名 代表取締役社長 鹿島 紘樹
(コード番号 : 469A 東証グロース)
問合せ先 取締役副社長 矢野 佑樹
電話番号 06-6131-9937

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下の通り、譲渡制限付株式報酬として新株式発行（以下、「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2026年4月17日
(2) 発行する株式の種類及び総数	当社普通株式 10,603株
(3) 発行価額	1株につき 2,393円
(4) 発行総額	25,372,979円
(5) 割当予定先	譲渡制限付株式Ⅰ 監査等委員でない取締役 2名 5,014株 執行役員 1名 1,253株 従業員 10名 3,336株 譲渡制限付株式Ⅱ 監査等委員である取締役 1名 376株 従業員 3名 624株

2. 発行の目的及び理由

2026年2月3日開催の取締役会において、当社の監査等委員でない取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）及び監査等委員である取締役（非常勤の監査等委員である取締役を除きます。以下、「対象監査等委員」といい、対象取締役と総称して「対象取締役等」といいます。）に、対象取締役については、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めること並びに対象監査等委員については、求められる役割及び責務の拡大を踏まえ、独立性を損なうことなく、企業価値の持続的な維持・向上に資する監査体制を一層強化するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役等に対し、当社普通株式を用いた譲渡制限付株式を付与する報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議し、また、2026年2月26日開催の第11回定時株主総会において、本制度に基づき、既存の金銭報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権の総額を、対象取締役に対しては年額60百万円以内、対象監査等委員に対しては年額6百万円とすること、及び発行または処分する当社の普通株式の総数を対象取締役に対しては年9,000株以内、対象監査等委員に対しては年1,000株以内とすること、並びに譲渡制限付株式の譲渡制限期間として、譲渡制限付株式の交付を受けた日から2年間から5年間までの間で、当社の取締役会が予め定める期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

す。

その上で、当社は、本日開催の取締役会の決議により、本制度の目的、当社の業績その他諸般の事情を勘案し、対象取締役等3名、執行役員1名及び従業員13名（以下、あわせて「対象者」といいます。）に対し、金銭報酬債権合計25,372,979円（以下、「本金銭報酬債権」といいます。）を支給することを決議し、同じく本日開催の取締役会において、本制度に基づき、割当予定先である対象者が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式10,603株（以下、「本割当株式」といいます。）を発行することを決議いたしました。その内訳は、対象者のうち、対象取締役2名及び執行役員1名並びに従業員10名に割当てられる、譲渡制限期間を2年とする譲渡制限付株式（以下、「譲渡制限付株式Ⅰ」といいます。）と、対象監査等委員1名及び従業員3名に割当てられる、譲渡制限期間を2年とする譲渡制限付株式（以下、「譲渡制限付株式Ⅱ」といいます。）で構成されます。

<株式割当契約の概要>

当社は、対象者との間で個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(i) 譲渡制限付株式Ⅰ

(1) 譲渡制限期間

2026年4月17日から2028年4月16日まで

対象者は、上記に定める譲渡制限期間中、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象者は、譲渡制限期間中、継続して当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、かつ、2027年11月30日時点の当社発行済株式総数に、当社株式にかかる2028年2月の各日（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所の普通取引の終値の平均値を乗じて算出される時価総額が4,000百万円以上（但し、払込期日以降、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合は、合理的に調整します。）であったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象者が、本譲渡制限期間満了までの間に、私傷病、育児休業等の理由により在籍期間中に休職・休業した場合、払込期日を含む月から休職・休業していない月数（但し、休職・休業していない日数が1か月に満たない月は、日数で按分します。）を24で除した数に、対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数の株式（但し、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

(3) 無償取得事由

対象者が、譲渡制限期間中、当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任または退職した場合又は当社の執行役員から部長職に降格した場合、部長職から課長職以下に降格した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式の全部について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) 株式の管理

対象者は、みずほ証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載または記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものいたします。

(ii) 譲渡制限付株式II

(1) 譲渡制限期間

2026年4月17日から2028年4月16日まで

対象者は、上記に定める譲渡制限期間中、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものいたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象者が、譲渡制限期間中、継続して当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。但し、対象者が、本譲渡制限期間が満了する前に、私傷病、育児休業等の理由により在籍期間中に休職・休業した場合、払込期日を含む月から休職・休業していない月数（但し、休職・休業していない日数が1か月に満たない月は、日数で按分します。）を24で除した数に、対象者が保有する本割当株式の数に乗じた数の株式（但し、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

(3) 無償取得事由

対象者が、譲渡制限期間中、当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任または退職した場合又は当社の部長職から課長職以下に降格した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) その他

組織再編等における取扱い、株式の管理につきましては、(i)譲渡制限付株式Iと同様の内容いたします。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2026年3月18日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,393円としております。これは、当社取締役会決議日の直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上